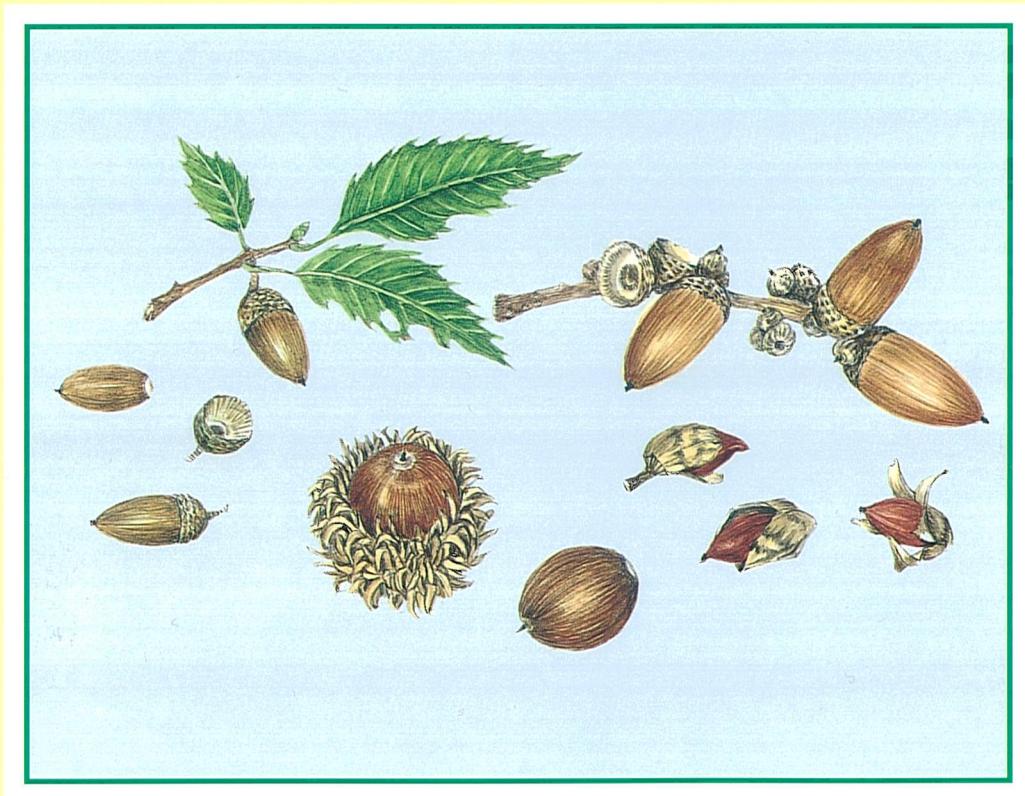


# 鎌倉市緑の基本計画

平成8年4月



鎌倉市

## 目 次

### 序章 計画策定の目的と構成

1. 緑の基本計画とは	1
2. 計画策定の目的と計画の位置づけ	1
3. 計画の基本的考え方	3
4. 計画期間	3
5. 計画策定のフロー	3
6. 計画の見直し	3

### 第1章 鎌倉市の都市特性と現況解析及び課題

1-1 鎌倉市の都市特性と概況	5
1-2 緑の現況及び特徴	8
1-3 現況解析及び計画に向けての課題	21

### 第2章 計画の基本方針と目標水準

2-1 計画の基本理念	41
2-2 計画テーマの設定と基本方針	42
2-3 計画のフレーム	45
2-4 計画の目標水準	48

### 第3章 テーマ別の緑の配置方針

3-1 自然共生型・低負荷型の都市環境の形成	51
3-2 古都の歴史的風土の保全・継承	58
3-3 多様なレクリエーション活動の場を備えた都市空間の形成	62
3-4 緑を基盤とした安全性の高い都市空間の形成	68
3-5 自然・歴史とまち並みが融和した都市景観の形成	74

### 第4章 緑の保全・整備・創造計画

4-1 緑の保全計画	81
4-2 緑の整備計画	103
4-3 緑の創造計画	109

### 第5章 計画推進のための施策の策定

5-1 施策の基本的考え方	121
5-2 施策体系と施策展開の方針	123
5-3 緑の保全に係る制度の指定方針及び指定目標	135
5-4 緑の整備に係る施設緑地等の配置方針及び整備目標	138
5-5 緑の創造に係る施策の方針及び緑化目標	143
5-6 緑の啓発に係る施策の方針	143

5-7 施策策定のまとめ	145
5-8 緑化推進重点地区の設定	153

## 第6章 特定地区の緑の保全・創造に関する事項

6-1	歴史的風土保存区域内の緑地の保存に関する事項	155
6-2	近郊緑地保全区域内の緑地の保全に関する事項	155
6-3	風致地区内の風致の保全・維持・育成に関する事項	156
6-4	緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項	157
6-5	緑化推進重点地区における緑化の推進に関する事項	158

## ■計画策定の体制と経過

1. 鎌倉市緑の基本計画策定委員会設置要綱	163
2. 鎌倉市緑の基本計画策定委員会委員及び幹事会幹事名簿	164
3. 緑の基本計画策定等に係わる経過	165

■鎌倉市の動向と緑関連の経過

■用語の解説

## 図表リスト

## 第1章 鎌倉市の都市特性と現況解析及び課題

表1－1	鎌倉市の土地利用現況と地域別の土地利用構成	8
図1－1	樹林地の推移	9
図1－2	緑地現況分布図	11
図1－3	都市公園整備面積の推移	14
表1－2	都市公園の整備量	14
表1－3	緑の保全・整備・創造・啓発に係る施策の経緯と実績	15
図1－4	緑の保全・整備に係る制度の適用状況－1 (緑の保全に係る法制度)	16
図1－5	緑の保全・整備に係る制度の適用状況－2 (緑の保全に係る市の制度)	17
図1－6	緑の保全・整備に係る制度の適用状況－3 (都市公園等の整備状況)	18
図1－7	首都圏の緑の分布	19
図1－8	鎌倉市の緑の構成	20
図1－9	地区図(等高線図)	21
図1－10	宅地開発動向	22
図1－11	都市の骨格形成に係る緑の構造	22

図 1-12 地表面温度と緑地の分布	23
表 1-4 鎌倉市の指定文化財	23
図 1-13 歴史的風土から見た鎌倉市の区域区分	24
図 1-14 城郭都市「鎌倉城」の構造	24
表 1-5 鎌倉市における貴重な動植物	25
図 1-15 貴重な動植物の生息・生育地	26
図 1-16 ビオトープ空間整備の考え方	26
図 1-17 ビオトープネットワークの形成に係る緑地の分布	27
表 1-6 鎌倉市における市街地の類型化	27
図 1-18 市街地類型毎の緑化状況	28
表 1-7 サンプル地区における市街地緑化の状況	28
表 1-8 公共施設の緑化の状況	29
表 1-9 都市公園等の整備状況	30
表 1-10 公共スポーツ施設の整備状況	30
図 1-19 地域毎の街区公園等の整備状況	30
図 1-20 市民のレクリエーション活動の場となる施設緑地の配置状況	31
表 1-11 来訪者の主な訪問先	31
図 1-21 来訪者のレクリエーション活動の場となる資源・施設の分布状況	32
図 1-22 過去の災害発生状況	32
図 1-23 津波危険予想区域	33
図 1-24 土砂崩壊や津波、水害等の発生危険区域	33
図 1-25 鎌倉市における市街地の広がり	34
表 1-12 オープンスペースによる火災の延焼防止機能	34
表 1-13 広域避難場所一覧	34
表 1-14 阪神大震災における身近な公園の使われ方	35
図 1-26 市街地火災の延焼防止や災害時の避難・復旧に資する 緑地・オープンスペースの分布	35
図 1-27 鎌倉市の景観特性と緑の景観資源	37
図 1-28 鎌倉市の都市景観構造	37

## 第2章 計画の基本方針と目標水準

図 2-1 緑の将来像	43
表 2-1 都市計画区域内人口の見通し	45
表 2-2 市街化区域の規模	45
表 2-3 地区の構成と計画人口	46
図 2-2 地区設定図	47
表 2-4 緑の確保目標水準	48
表 2-5 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準	48
表 2-6 緑化の目標水準	49
表 2-7 風致地区内・外での開発地に対する植栽の考え方	49

### 第3章 テーマ別の緑の配置方針

図3-1 ビオトープネットワークの形成の考え方	51
図3-2 都市の水循環の基盤をなす緑地	52
図3-3 ヒートアイランド化の防止につながる骨格緑地の形成	52
表3-1 貴重な自然資源の分布地	53
図3-4 海岸線と丘陵の緑地とのつながりの確保	54
図3-5 丘陵及び谷戸の緑地と水系のつながりの確保	54
図3-6 自然共生型の都市環境の形成に係る緑の保全・創造	56
図3-7 ビオトープ計画図	57
図3-8 城郭都市「鎌倉城」の構造	58
図3-9 山城の構造	59
図3-10 古都の歴史的風土の保全・継承に係る緑地の保全	61
図3-11 地区公園の配置の考え方	64
図3-12 多様なレクリエーション活動の場となる緑地の整備	67
図3-13 都市の安全性を高める緑の保全	69
図3-14 安全性の高い都市空間の形成に資する緑地の保全・整備・創造	73
図3-15 市街地の背景をなす丘陵の緑地の分布	75
図3-16 都市景観上の結節点及び景観ポイント	77
図3-17 自然・歴史とまち並みが融合した都市景観の形成に資する 緑の保全・回復及び創造	79

### 第4章 緑の保全・整備・創造計画

表4-1 計画テーマに対する役割・機能から見た緑地のランク分け	81
表4-2 緑地の評価区分	82
図4-1 緑地の保全評価図	83
図4-2 保全計画のための緑地区分図	84
図4-3 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区の指定区域の変遷	85
図4-4 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法による 緑地の担保力の強化	87
図4-5 首都圏近郊緑地保全法による緑地の担保力の強化	88
図4-6 首都圏近郊緑地保全法による緑地の担保力の強化 (近郊緑地保全区域の指定拡大)	89
表4-3 近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区の見直しの事例	89
図4-7 首都圏近郊緑地保全法による緑地の担保力の強化 (近郊緑地特別保全地区の指定)	90
図4-8 台峯地区の地形及び自然資源	91
図4-9 広町地区の自然資源と歴史文化資源	92
図4-10 緑の保全計画図	101
図4-11 緑の整備計画図	107
図4-12 緑の創造計画のための市街地区分	109

**第5章 計画推進のための施策の策定**

表5-1 地域制緑地等の指定目標	137
表5-2 施設緑地の整備目標	139
図5-1 公園計画図	141
表5-3 緑地の整備目標総括表	145
図5-2 実現のための施策の方針図	147
表5-4 緑の基本計画と緑のマスタープランとの対照表	149
図5-3 緑の基本計画と緑のマスタープラン（平成4年度）との対照図	151
図5-4 緑化推進重点地区の位置	153

**第6章 特定地区の緑の保全・創造に関する事項**

図6-1 風致地区的区域区分図（既指定区域）	156
図6-2 深沢地域の緑被状況図	158
図6-3 緑化推進重点地区における緑化の方針図	162

# 序 章

1. 緑の基本計画とは
2. 計画策定の目的と計画の位置づけ
3. 計画の基本的考え方
4. 計画期間
5. 計画策定のフロー
6. 計画の見直し



## 1. 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が中長期的な観点に立つて策定する、都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画である。

都市の緑地に関する計画については、従来より緑のマスター・プラン及び都市緑化推進計画の策定が進められてきたが、環境問題に対する意識の高まりや自然とのふれあいに対するニーズの広がり等に対応し、豊かさの実感できる緑あふれる都市環境を形成していくためには、これらの計画を統合・強化し、一定の目標の下に緑地の保全及び緑化の推進に係る諸施策を総合的、計画的に推進していくことが必要であるとの観点から、平成6年6月の都市緑地保全法の改正に伴い「緑の基本計画」が創設されたものである。

このため、「緑の基本計画」は、緑のマスター・プラン及び都市緑化推進計画の内容を併せもつものとして、都市公園の整備や都市計画制度に基づく緑地の保全だけでなく、都市計画制度によらない公共施設や民有地の緑化、普及啓発活動等までの幅広い計画内容が含まれている。

こうした緑の基本計画の特色は、次のように表される。

1. 都市緑地保全法に基づく法定計画である。
2. 住民に最も身近な地方公共団体である市町村が策定する計画である。
3. 従来の緑のマスター・プランと都市緑化推進計画を統合・強化した都市の緑とオープンスペースに関する総合計画である。
4. 行政区域全体を対象とする計画であり、また、公共施設だけでなく民有地も計画対象となる。
5. 法律に基づく措置から普及啓発活動等のソフト施策に至る幅広い内容が含まれる。
6. 計画の実効性を高めるため、市民に対する計画内容の公表が義務づけられている。

## 2. 計画策定の目的と計画の位置づけ

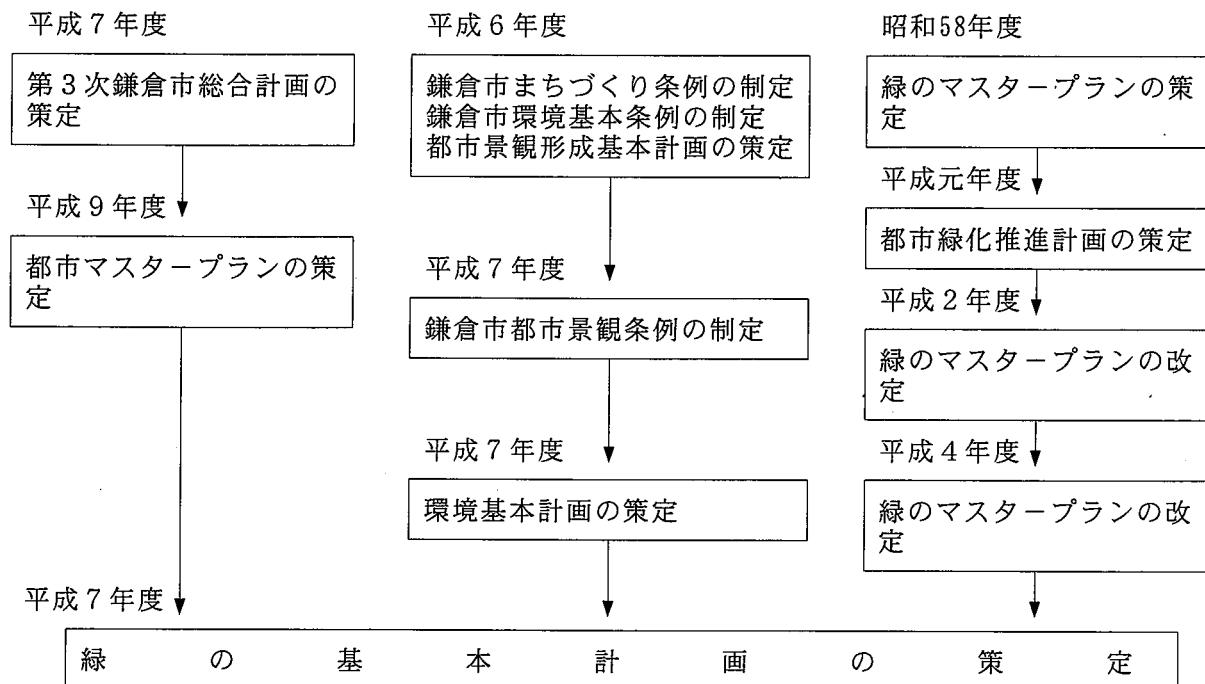
### 1) 計画策定の目的

鎌倉市はこれまで、歴史的風土保存区域の指定、緑のマスター・プラン及び都市緑化推進計画の策定とそれに基づく都市緑化施策の推進など、緑の保全・創造に積極的に取り組んできたところであるが、都市化が進む中で鎌倉市のもつ豊かな自然的・歴史的環境を保全・回復し、緑あふれる都市環境を維持・育成していくためには、法定計画である「緑の基本計画」を策定して、都市の緑とオープンスペースの保全・創造に係る施策を市民参加のもとに、より総合的・計画的に推進していくことが必要となっている。

また、鎌倉市では、第3次総合計画基本構想で「人と自然が共生し、災害に強いまちづくりをめざす環境自治体の創造」をまちづくりの基本理念の一つとして掲げているほか、環境基本計画を策定し、都市マスター・プランも現在策定している。

本計画はこれらの計画に示される緑部門の総合計画として、今後の緑の保全・創造の目標と方針を定めることを目的とするものである。

### ●緑の基本計画の策定に至る経緯

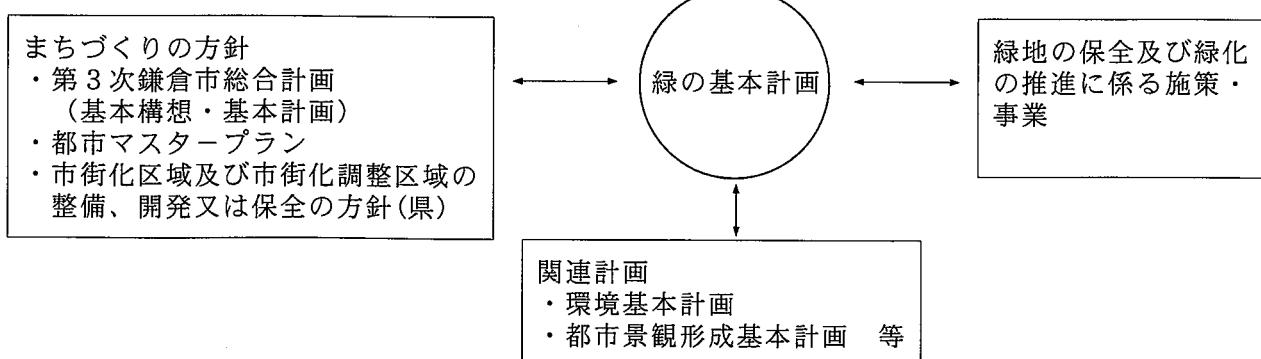


### 2) 計画の位置づけ

鎌倉市緑の基本計画は、行政と市民が一体となって取り組む緑豊かなまちづくりの共通目標

- ・指針となるものであり、関連計画や緑化施策等との関係は次のように位置づけられる。
  - ・現在策定中の第3次鎌倉市総合計画及び都市マスタープランを踏まえた計画であり、都市の緑とオープンスペースに関する総合計画としての位置づけをもつ。
  - ・また、都市景観形成基本計画や環境基本計画等に対しては、その緑部門を支える計画として位置づけられる。
  - ・今後展開される緑地の保全及び緑化の推進に係る施策・事業に対しては、その指針となる計画として位置づけられる。

### ●鎌倉市緑の基本計画の位置づけ



### ●鎌倉市緑の基本計画に係る関連法令及び関連計画

区分	法 令	計 画
都市 計 画 関 連 法 及 び 計 画	都市緑地保全法	緑の基本計画
	都市計画法	整備、開発又は保全の方針 都市マスタープラン
	古都における歴史的風土の 保存に関する特別措置法	歴史的風土保存計画
	首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全計画
	生産緑地法	(緑の基本計画)
	都市公園法	都市公園等整備五箇年計画 (緑の基本計画)
そ 及 び 其 他 計 画 の 関 連 法	森林法	地域森林計画
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域整備計画
	自然環境保全法	自然環境保全基本方針
	文化財保護法	—

### 3. 計画の基本的考え方

鎌倉市緑の基本計画の策定に当たっては、次のような基本的考え方に基づいて計画を行うものとする。

- ・鎌倉市が市民参加のもとに主体的に策定する計画とする。
- ・鎌倉市の都市特性やこれまでの緑の保全・創造への取組を踏まえた、特色ある計画づくりを目指す。
- ・行政・市民が共通の目標として認識できるような、わかりやすい目標と具体的方針を示す。
- ・環境保全面や防災面に適合した計画とする。
- ・今後の社会環境の変化等に柔軟に対応できる計画とする。

### 4. 計画期間

この計画は、20年後の平成27年（2015年）を目標年次として策定する。

また、10年後の平成17年（2005年）を中間目標年次と定め、中期的な計画目標を設定する。

### 5. 計画策定のフロー

この計画は、次のような構成及び手順に従って計画の基本方針と目標水準、緑の配置方針、緑の保全・整備・創造計画、計画推進のための施策の策定等の内容をまとめている。

また、次年度はこの基本計画に基づく実施プログラムの策定を予定している。

### 6. 計画の見直し

緑の基本計画については、計画の進捗状況を把握するとともに、今後の社会動向等を勘案し、概ね5年を目安として計画の見直しを行うものとする。

●計画策定のフロー

